

無料

# HPV ワクチン接種希望者のみなさまへ

日本医療大学病院

札幌市内に住民票上の住所があり HPV ワクチン（子宮頸がん予防）接種希望の方は、当院で接種できます。（市外に住民票がある方が札幌市で接種を希望する場合は、住民票所在地発行の依頼書が必要のため、詳細は住民票所在地の市町村へお問い合わせください。この場合は一度当院へ接種に伴う自己負担が発生します。（詳細は下記 4.予約方法をご覧ください。）

下記の内容にてご案内いたします。ワクチンの性質、接種方法に伴う内容を充分にご確認いただき、予約申請から接種終了までのスケジュール、体調管理などにご留意の上、お申込みください

## 1.接種内容

HPV ワクチンは、厚労省・自治体等の取り組みもあり、2025 年 3 月までの接種で所定の回数が無料になります。取り扱うワクチンは、9 価ワクチン（シルガード 9）となります。1・2 回目、2 価サーバリックス 4 価ガーダシル、を接種した方は対象となりません。ワクチンの効果や接種対象資格については本紙内容、および [5.参照ワクチンについて 札幌市ホームページ](#)を URL 等でご覧ください。

## 2.接種対象者

(1) 令和 6 年度における次の生年月日の方が該当となります。

①小学 6 年生から高校 1 年生の年齢に相当する女性で次の期間に生まれた方

平成 20（西暦 2008）年 4 月 2 日～平成 25（西暦 2013）年 4 月 1 日（今年度 16 才～11 才）

②上記の機会を逃した女性で、(キャッチアップ接種という)次の期間に生まれた方。

平成 9（西暦 1997）年 4 月 2 日～平成 20 年（西暦 2008）年 4 月 1 日（今年度 27 才～16 才）

## 3.接種スケジュール

(1) 接種期間

1 回目の接種可能日は 2024 年 8 月 16 日～10 月 31 日を 1 回目接種期限として開始します。受付は 8 月 13 日より開始。その後は各自の接種スケジュール管理により、最終の 3 回目の接種期限（15 才以上の場合は、2025 年 3 月 21 日までとなります。それまで計画的に所定の回数を接種し終えることが必要です。

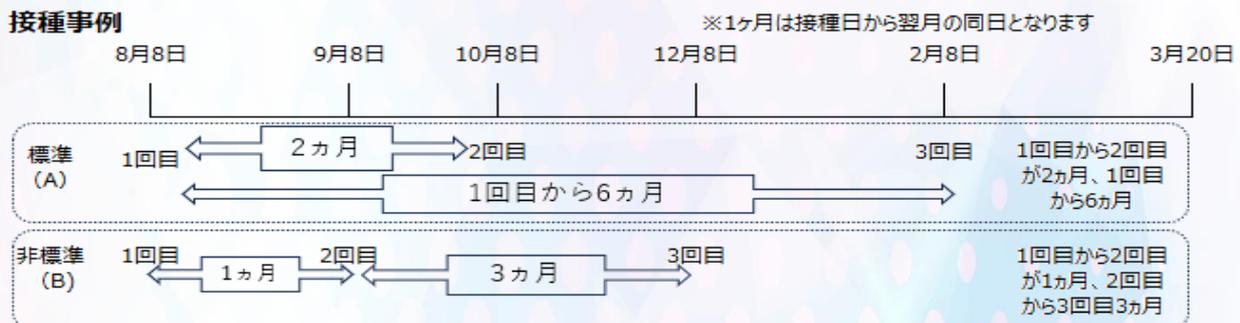
(2) ワクチンの接種パターン

(A) 【標準的な接種方法】

1 回目、2 回目の間隔を 2 か月以上として接種後、1 回目の接種から 6 か月以上の間隔をおいて 3 回目接種

(B) 【上のとおり接種できない場合：非標準】

2 回目の接種は 1 回目の接種から 1 か月以上の間隔をおいて、3 回目の接種は 2 回目接種から 3 か月以上の間隔をおいて接種することができます。



※15 才未満は計 2 回のみ接種が可能で 1～2 回目は 6 か月の間隔をおきます。

### (3) 接種のスケジュール目安

3回の接種が必要な方（15才以上）は残り2回の接種時期を考えると

- ・標準（A）では9月20日までに1回目を接種。
  - ・非標準（B）では10月末までに1回目を接種することが必要です。
- なるべく早期の1回目接種をお勧めします。

## 4. 予約方法（問い合わせ先）

(1) 電話にて予約願います（市外に住民票がある方は、先に住民上所在の市町村に連絡し依頼書が必要）

**日本医療大学病院 代表電話 011-852-6777 へご連絡ください(受付時間土日祝除く 8:45~16:30)**

### (2) 留意事項

①上記3.接種スケジュールの通り、計画的に最終3回まで（15才未満は最終2回とすることができる）それぞれの回数ごとに、予約が必要です。なお、ご自身の予定等を十分に検討していただき予約をお願いします。

ワクチンの準備等もありますので、安易なキャンセルはお控えください。

やむを得ないキャンセルの場合は当院に連絡後、再度予約が必要です。

接種予約日は、ワクチンの準備に必要であることから申込翌日より土日祝等除く診療日の3日目以降となります。

予約の上、当日13:00~16:00の間にご来院し受付窓口にお申し出の上、接種願います。

なお、1日の接種人数で混雑となる場合は別日で調整をお願いする場合があります。

(接種当日は、混雑状況によりお待ちいただく場合があります、**病院内はマスクの着用をお願いします**)

②本ワクチンは接種希望者ご自身による管理の元、最終の接種まで完結してください。保険証、母子手帳（手元にある場合）をご持参の上、予診票の記入（受付時にお渡し）をもって接種となります。ただし、市外に住民票がある方は、住民票所在地の市町村へ問合せが必要です。予診票は住民票所在地市町村の専用予診票の指定（市町村から郵送等より取得となります）がある場合は、その予診票を使用しなければ接種できないことがあります。

③予診票記入上必要となることから本紙記載の5.参照ワクチンについて「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるに当たっての説明」をURL等により必ずお読みください。

ただし2枚目は13才以上16才未満の方が単独で来院した場合のみ、【保護者が同伴しない場合の同意欄】の提出が必要で、それ以外の方は2枚目のご一読の必要はありません。

④必ず住民票上の住所をご確認ください

札幌市以外の住所の方は、一度30,000円/回の窓口負担となり、住民票がある市町村での償還手続きが必要です。償還金額は市町村で取り扱いが違うことから各市町村へお問い合わせ願います。（領収証の再発行不可）

## 5. 参照 ワクチンについて

・予約前にQRコード等からご確認ください ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を受けるに当たっての説明（予診票上必要）

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/documents/hpvsetsumeisyo.pdf>



・〈札幌市ホームページ〉

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/fy07hpvnew-1.html>

